

利用料について（児童）

いこいの家・かすが（短期入所事業所）

【 利用料金 】

○ 介護給付費支給対象サービスに関する利用料金（厚生労働大臣が定める基準額）及び利用者負担額

サービス種別	区分	利用料金	利用者負担額	算定
福祉型短期入所（Ⅲ）	3	7,580円/日	758円/日	○
福祉型短期入所（Ⅲ）	2	5,950円/日	595円/日	○
福祉型短期入所（Ⅲ）	1	4,920円/日	492円/日	○
福祉型短期入所（Ⅳ）	3	5,100円/日	510円/日	○
福祉型短期入所（Ⅳ）	2	2,690円/日	269円/日	○
福祉型短期入所（Ⅳ）	1	1,660円/日	166円/日	○
栄養士配置加算（Ⅰ）		220円/日	22円/日	○
栄養士配置加算（Ⅱ）		120円/日	12円/日	
食事提供体制加算		480円/日	48円/日	○該当者のみ
短期利用加算		300円/日	30円/日	○
重度障害者支援加算		500円/日	50円/日	○該当者のみ
医療連携体制加算（Ⅰ）		6,000円/日	600円/日	
医療連携体制加算（Ⅱ）		3,000円/日	300円/日	
医療連携体制加算（Ⅲ）	たんの吸引に係る指導に対して	5,000円/日	500円/日	
医療連携体制加算（Ⅳ）	たんの吸引実施に対して算定	1,000円/日	100円/日	
利用者負担上限管理加算		1,500円/月	150円/月	○該当者のみ
特別重度支援加算（Ⅰ）	医療的なケアが必要な方に対して	3,880円/日	388円/日	
		1,200円/日	120円/日	
緊急短期入所体制確保加算		400円/日	40円/日	○(いこい)
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）		1,200円/日	120円/日	○(いこい)
緊急短期入所受入加算（Ⅱ）		1,800円/日	180円/日	
送迎加算	片道につき	1,860円/日	186円/日	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+所定単位×50/1000（一月につき）		○
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+所定単位×28/1000（一月につき）		

○ 介護給付費支給対象サービス以外に関する利用者負担額

内容		金額	
食費	朝食	300円	食事提供体制加算対象者は、1日当りの食費代から480円引いた金額になります。
	昼食	650円	
	夕食	630円	
光熱水費		100円	(日額)
嗜好品費		実費	お菓子・ジュース等
燃料費		実費	送迎等による燃料費については、提携会社の価格によって算定します。(8 ^{キロ} /リットル)
レクリエーション等に係る原材料費		実費	レクリエーション等に係る原材料・使用料については、実費負担していただきます。金額については事前にお知らせいたします。
その他の費用		実費	利用にあたって負担が適当である必要経費をご負担いただきます。 行事などの特別食、電話代、コピー代 各種証明書発行手数料、付き添い費 食事の取消料は当日全額、前日は50%、前々日は20%。